



健全な区政の確保と
公益の保護を
目指して

新宿区公益保護のための通報に関する条例
新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

目次

Contents

はじめに	1
------	---

新宿区公益保護のための通報に関する条例

1 公益保護のための通報の仕組み	2
2 どういう場合に通報することができますか	3
3 通報できるのは誰ですか	5
4 どこに通報すればよいのですか	5
5 通報は、どのようにすればよいのですか	6
6 通報したことで不利益な取扱いを受けることはないでしょうか	6

Q&A その他のご質問にお答えします	7
--------------------	---

新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

1 条例のあらまし	8
2 職員の公正な職務遂行のための行動規準とはどのようなものですか	9
3 誰にどのような責務を定めたのですか	9
4 不当な行為とはどのような行為ですか	10
5 不当な行為に対する区の措置等とは何ですか	11

Q&A その他のご質問にお答えします	11
--------------------	----

《参考資料》

- 1 新宿区公益保護のための通報に関する条例
- 2 新宿区公益保護のための通報に関する条例施行規則
- 3 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例
- 4 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例に基づく不当な行為の記録及び公表について定める規則

は じ め に

国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部からの通報を契機として、相次いで明らかになりました。このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令の遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度が、平成18年4月1日から『公益通報者保護法』として施行されました。

一方、企業だけでなく地方自治体においても、入札談合への関与等による首長や職員の不祥事が後を絶ちません。また、公正に職務を行おうとする職員が不当要求を受けるなどの事件も起きています。

これらの状況を踏まえ、新宿区では、区民の皆さんも公益保護のための通報ができる『新宿区公益保護のための通報に関する条例』を制定しました。

あわせて、職員の法令遵守の徹底、職員への不当要求行為の禁止等の観点からも考えなければ、広く新宿区の公益を守ることにはならないという認識のもと『新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例』を制定しました。

このふたつの条例の施行により、新宿区のコンプライアンス制度の骨格を確立し、さらなる公務の公正な遂行と区民の皆さんの公務に対する信頼の確保を図り、新宿区の一層の健全な発展を目指していきます。



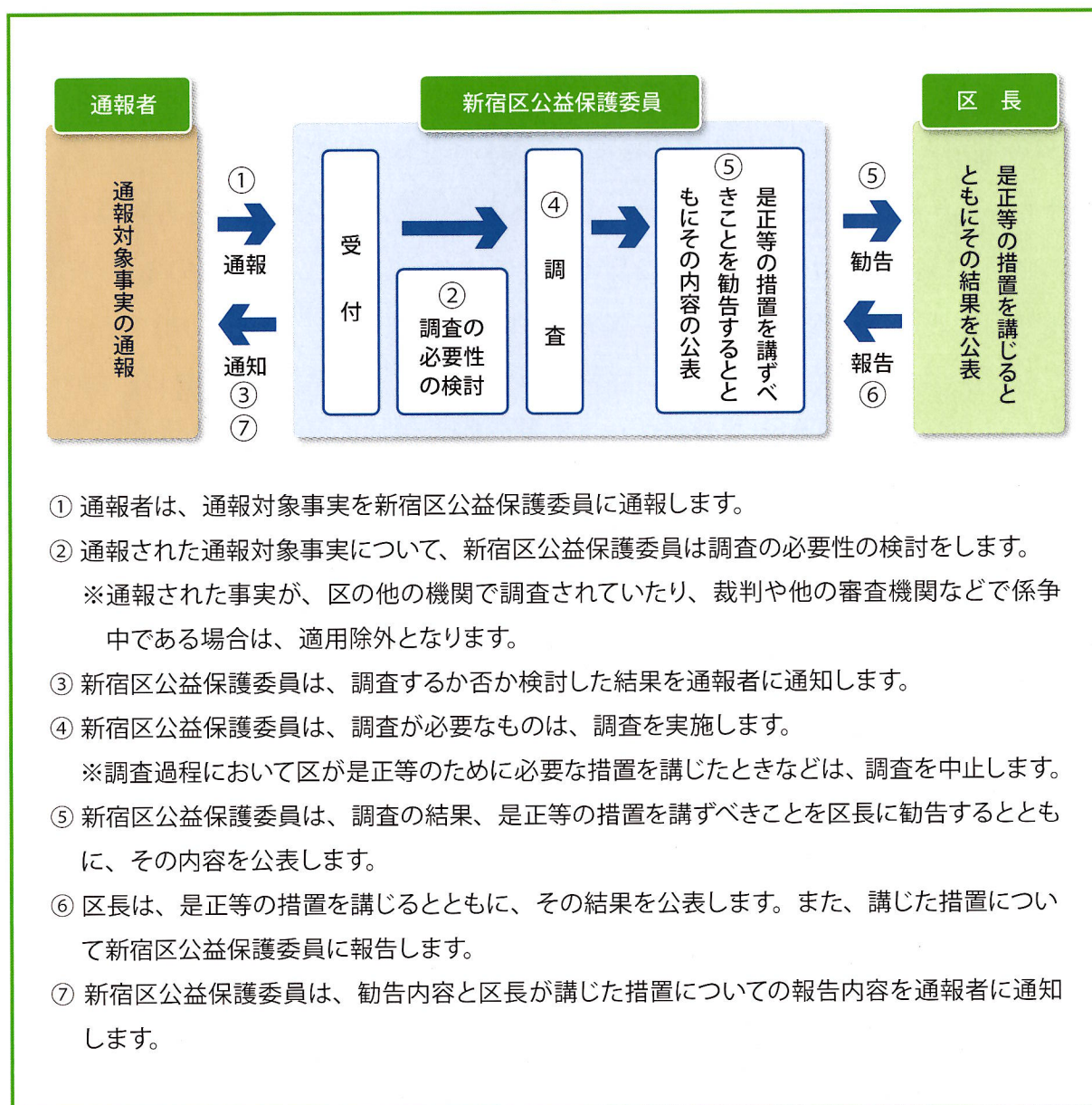
新宿区公益保護のための通報に関する条例

1 公益保護のための通報の仕組み

区が行う事務は、法令・条例等の規律に基づいて、適正に行われるものであることは当然です。しかし、万が一規律に違反して区の事務が行われたときは、発生した被害を最小限に抑え、早急に是正していくことが区の公益を保護する上で重要です。

そこで、区では、法令・条例等に違反し区の公益を害する事実についての通報を、第三者機関である「新宿区公益保護委員」が受け付けて是正していく「公益保護のための通報の仕組み」を創設しました。区の職員のみならず区民の皆さんや区の事務を請け負っている業者の方も通報できるようにしました。

●公益保護のための通報の仕組みは下図のとおりです。



2 どういう場合に通報することができますか？

●通報することができるのは、次の場合です。

- ・区について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するとき
- ・区の事務に従事する場合における区長等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するとき

●通報対象事実とは

「通報対象事実」とは、公益通報者保護法に規定する通報対象事実（具体例（1））、法令及び条例のうち規則で定めるものに規定する罪の犯罪行為の事実（具体例（2））、その他規則で定める事実（具体例（3））をいいます。

具体例

（1）公益通報者保護法に規定する通報対象事実

公益通報者保護法が対象とする法律のうち区に關係するものを具体的にあげると刑法、道路交通法、食品衛生法等があります。

（2）法令及び条例のうち規則で定めるものに規定する罪の犯罪行為の事実

具体的にあげると

① 地方公務員法第60条～第65条の罰則規定の定める事項

例示 平等取扱の原則、任用の根本基準、秘密を守る義務の規定違反など

② 新宿区個人情報保護条例第43条～第45条の罰則規定の定める事実

例示 職権濫用による個人情報の収集など

③ 新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例第16条の罰則規定の定める事実

委員の守秘義務違反

等があります。

（3）その他規則で定める事実

① 地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求の対象となる事実

② 地方自治法第185条の2又は第198条の3第2項の規定による選挙管理委員又は監査委員の守秘義務に違反する事実

③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項の規定による教育委員の守秘義務に違反する事実

④ 新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例第11条に規定する委員の守秘義務に違反する事実

⑤ 新宿区区民の声委員会条例第4条第3項に規定する委員の守秘義務に違反する事実

⑥ 新宿区非常勤職員規則第6条第4項に規定する非常勤職員の守秘義務に違反する事実

新宿区公益保護のための通報に関する条例

- ⑦ 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則第5条第2項に規定する教育研究調査員の守秘義務に違反する事実
- ⑧ 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則第5条第3項に規定する社会教育指導員の守秘義務に違反する事実
- ⑨ 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則第8条第2項に規定するスクール・コーディネーターの守秘義務に違反する事実

参考

公益通報者保護法 (平成16年法律第122号平成18年4月1日施行)

(定義)

第2条第3項 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- (1) 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実
- (2) 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)

●区に対する苦情や要望などは、公益保護のための通報の対象とはなりません。

区に対する苦情や要望などについては、従来どおりハガキなどで区に申し立ててください。

3 通報できるのは誰ですか？

●通報できるのは次の人たちです。

◆区民

- ① 区内に住所がある人
- ② 区内に事務所又は事業所がある個人及び法人その他の団体
- ③ 区内にある事務所又は事業所に勤務する人
- ④ 区内にある学校に在学する人

◆職員等

- ① 一般職の職員
- ② 特別職の職員。ただし、区長、議員、監査委員、公益保護委員は除く
- ③ 県費負担教職員(小・中学校の教職員)
- ④ 指定管理者の労働者で区の公の施設の管理の事務に従事する者
- ⑤ 事務受託者の労働者で受託した事務に従事する者
- ⑥ 派遣労働者

◆職員等であった者等

- ① 職員等であった者
- ② 事務受託者又は指定管理者及びこれらの役員
- ③ ②であったもの

4 どこに通報すればよいのですか？

●通報先は『新宿区公益保護委員』になります。

区では、通報者の情報を保護するとともに公益保護のための通報を公正に処理するため、第三者機関としての新宿区公益保護委員を設置しました。

新宿区公益保護委員は弁護士で、公益保護のための通報に係る受付、調査、通知、勧告及び公表の事務を行います。

新宿区公益保護委員には、通報に関する守秘義務があります。

新宿区公益保護のための通報に関する条例

5 通報は、どのようにすればよいのですか？

●通報は、書面で受け付けます。

新宿区公益保護委員あてに送付するか又は持参してください。

電話での通報はできません。

●書面には、次の事項を記載してください。

◆通報者の氏名、住所及び連絡先

上記の事項のほか、通報することができる者であることがわかる事項

- ・在勤者の場合・・・その勤務先名（団体名、所在地）
- ・在学者の場合・・・その学校名（学校名、所在地）

◆通報対象事実を特定するに足りる事項

いつ、どこで、だれが、何をしたといった具体的な事実をお示してください。

事実が不明確の場合は受付できない場合があります。

※書面の様式はありません。

6 通報したことで不利益な取扱いを受けることはないでしょうか？

●通報者に関する情報が漏れないようにすることによって 通報者が不利益な取扱いを受けないようにします。

通報された事実の調査に当たっては、氏名又は名称その他の通報者を特定することができる事項を他の者に知られないようにします。

●職員等について、通報したことを理由とする解雇その他の不利益な 取扱い（降格、減給、退職強要、給与や退職金上の差別等）を 受けないようにします。

指定管理者、事務受託者又は派遣労働者に係る労働者派遣を行う者に対しては、その従業員等について、通報したことを理由とする解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、契約書又は協定書にその内容を盛り込むなど、必要な措置を講じます。



その他のご質問にお答えします

Q1

公益保護のための通報についての相談はどこにすればよいのですか？

Answer

公益保護のための通報についての全般的なご質問は、新宿区総務部総務課にお問い合わせください。行おうとする通報が、公益保護のための通報に該当するかどうかについては新宿区公益保護委員にご相談ください。

Q2

区の窓口に通報の書面を提出したときはどうなるのですか？

Answer

区の窓口に出された書類は、開封せずに公益保護委員へ転送します。

Q3

通報者に通知される内容はどのようなものですか？また、通知は、断ることができますか？

Answer

通知は、新宿区公益保護委員から通報者に行います。まず、受け付けた通報については調査するかしないかを検討した結果を、次に調査した通報については、区長に勧告した内容と区長から受けた報告の内容を通知します。通知を希望しない場合は、希望しない旨を通報する際の書面に記載すれば通知しません。

Q4

通報したことで、万一不利益な取扱いがあったときはどうしたらよいのでしょうか？

Answer

不利益な取扱いがあったと感じたときは、その事実を新宿区公益保護委員に相談や通報することができます。

新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

1 条例のあらまし

地方公務員法には、地方公務員が、法令や条例を遵守しなければならないことや全体の奉仕者であることなど、その職務を遂行する上で守るべき最低限の責務が規定されています。また、服務規程等職員が遵守しなければならない多くの義務規定も定められています。しかしながら、いまだに公務員による犯罪や不祥事は後を絶たず、改めて『公務員とは何か』、『公務員に求められるものは何か』が問い直されようとしています。

こうした状況を踏まえ、区では、職員が区民の皆さんの信頼を裏切ることなく公正かつ公平に職務を遂行していくため、その守るべき規準として「職員の公正な職務遂行のための行動規準」を定めることとし、区長をはじめとする職員全員がこれに従って行動することにより区民の皆さんの負託に応えることとしました。

また、近年、区の事務に携わる者の範囲は、職員だけでなく指定管理者などにまで拡大されていることにも配慮し、この条例では、区の事務に携わるすべての者を対象として責務を規定しました。

さらに、職員の公正な職務の遂行を阻害する不当要求行為及び不当あっせん等行為の禁止についても明らかにすることとし、併せてこれらの行為に対する区の措置等についても規定しました。

●条例は、次のことを定めています。

- ◆ 職員の公正な職務遂行のための行動規準
- ◆ 任命権者の責務、管理監督者の責務、指定管理者等の責務、区民の責務
- ◆ 不当要求行為の禁止
- ◆ 不当あっせん等行為の禁止
- ◆ 不当要求行為に対する措置等
- ◆ 不当あっせん等行為の記録等及び公表



2 職員の公正な職務遂行のための行動規準とはどのようなものですか？

- 区長を含めたすべての職員は、公正に職務を遂行するため、次に掲げる事項をその行動規準としました。

職員の公正な職務遂行のための行動規準

1 法令遵守

法令、条例、規則その他の規程を遵守し、誠実かつ公正に職務に取り組みます。

2 説明責任

区政の透明性の確保に努め、区の諸活動に関し区民に説明する責務を十分に果たします。

3 全体の奉仕者の自覚

全体の奉仕者であることを常に自覚し、区民への不当な差別的取扱いをすることなく、区民全体の福祉の増進に努めます。

4 私的利益追求の禁止

公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いません。

5 信用失墜行為の禁止

自らの言動が公務に対する区民の信頼に影響を及ぼすことを認識し、常に良識ある行動をとります。

3 誰にどのような責務を定めたのですか？

- 任命権者、管理監督者、指定管理者等、区民の皆さんに次の責務を設けました。

◆ 任命権者の責務

職員に対し適宜研修を実施する等意識の啓発及び人材の育成に努めるとともに、区民の負託に応えるために必要な措置を積極的に講じることです。

※任命権者とは・・・職員の任命、休職、職免及び懲戒等を行う権限を有する者をいいます。
具体的には区長等のことです。

新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

◆ 管理監督者の責務

職員が行動規準に従って行動するよう適切に指導を行い、自らも職員の模範となるよう行動することです。

※管理監督者とは・・・職員を管理し、又は監督する地位にある者をいいます。

◆ 指定管理者等の責務

区の事務を担うものとしての責任を自覚し、区政に対する区民の信頼を損なうことのないよう、この条例の趣旨に従って行動することです。

◆ 区民の責務

区政を支える一員としての責任を有することを自覚するとともに、区民としての権利を健全な区政運営のために行使するよう努めることです。

4 不当な行為とはどのような行為ですか？

● 不当な行為とは、不当要求行為又は不当あっせん等行為をいいます。

職員の職務に対する内外部からの圧力を防止し、職員の安全で適正な職務の遂行を確保するため、不当要求行為及び不当あっせん等行為を禁止しました。

◆ 不当要求行為とは

暴行、脅迫、威力その他これらに類する不当な手段を直接的又は間接的に用いることにより、職員又は指定管理者等の職務に関し、自らの要求を実現しようとする行為です。

◆ 不当あっせん等行為とは

区が締結する契約若しくは区が行う職員の採用又は区の機関若しくは指定管理者が行う特定の者に対する処分に関し、自らの権限又は地位に基づく影響力を不当に行使して職員又は管理事務従事者等にその職務上の行為をさせるように、若しくはさせないようにし、又は当該行為をさせるように、若しくはさせないようにあっせんをする行為です。

5 不当な行為に対する区の措置等とは何ですか？

区では、不当な行為があったときは、次のように対応します。

	不当要求行為	不当あっせん等行為
報告	職員（管理事務従事者等、受託事務従事者、派遣労働者）は、速やかに管理監督者（指定管理者、事務受託者、指揮命令者）に報告	職員（管理事務従事者等）は、速やかに管理監督者（指定管理者）に報告
記録	管理監督者（指定管理者、事務受託者、指揮命令者）は、報告及び講じた措置の内容を記録	管理監督者（指定管理者）は、報告の内容を記録
措置等	管理監督者（指定管理者、事務受託者、指揮命令者）は、必要と認めるときは、行為者に対し警告を発し、又は警察へ通報を行う等適切な措置	区長は、管理監督者（指定管理者）から受けた当該記録の報告のうち、特に悪質又は重大であると認めるものを公表

Q&A

その他のご質問にお答えします

Q1

行動規準に従わなかった場合に、職員に対する罰則はありますか？

Answer

行動規準は、職員の公正な職務の遂行を確保する目的で定めるもので、この規準違反に対しての罰則はありません。ただし、行動規準に違反した事実が個々の法律等の罰則規定に規定する事実該当するときは、それぞれの法律等により罰せられることがあります。

Q2

行動規準の対象の職員は誰ですか？

Answer

行動規準の対象となるのは、区長を含むすべての職員です。よって、行政委員会、区議会、監査委員等の事務局職員や各種審議会等の構成員も含まれます。ただし、新宿区議会議員政治倫理条例において、責務と政治倫理基準を課されている区議会議員は除かれます。

新宿区公益保護のための通報に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)の公益保護のための通報に係る仕組みを定めることにより、区の公益を害する事実の早期是正を図り、もって区民生活の安定及び健全な区政の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公益保護のための通報」とは、次条第1項の公益通報並びに同条第2項及び第4条の通報をいう。

2 この条例において「職員等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者で区に勤務するもの(以下「職員」という。)(新宿区規則(以下「規則」という。)で定める者を除く。)
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの(第20条第2項において「県費負担教職員」という。)
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者であって区の公の施設の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)の労働者で当該管理の事務に従事するもの
- (4) 区の事務を受託するもの(以下「事務受託者」という。)の労働者で当該受託した事務に従事するもの
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。第20条第3項において「労働者派遣法」という。)第2条第2号に規定する派遣労働者で区の事務に従事するもの(第20条第3項において「派遣労働者」という。)

3 この条例において「職員等であった者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 職員等であった者
- (2) 事務受託者又は指定管理者及びこれらの役員
- (3) 前号に掲げるものであったもの

4 この条例において「区民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 区の区域内に住所を有する者
- (2) 区の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 区の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 区の区域内に存する学校に在学する者

5 この条例において「区長等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 区長その他の職員(議員及び第6条の新宿区公益保護委員を除く。)
- (2) 第2項第2号から第5号までに掲げる者
- (3) 第3項第2号に掲げるもの

6 この条例において「通報対象事実」とは、次に掲げる事実をいう。

- (1) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第3項に規定する通報対象事実
- (2) 法令及び条例のうち規則で定めるものに規定する罪の犯罪行為の事実
- (3) その他規則で定める事実

(職員等による通報)

第3条 職員等が行う公益通報者保護法第3条第1号に定める公益通報は、規則で定めるところにより、第6条の新宿区公益保護委員に対して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、職員等は、次の各号のいずれかの場合は、規則で定めるところにより、第6条の新宿区公益保護委員に対し、当該通報対象事実に係る通報をすることができる。

(1) 区について通報対象事実(前条第6項第2号又は第3号に掲げるものに限る。)が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するとき。

(2) 区の事務に従事する場合における区長等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するとき。

(職員等であった者等又は区民による通報)

第4条 職員等であった者等又は区民は、次の各号のいずれかの場合は、規則で定めるところにより、第6条の新宿区公益保護委員に対し、当該通報対象事実に係る通報をすることができる。

(1) 区について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するとき。

(2) 区の事務に従事する場合における区長等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するとき。

(適用除外)

第5条 公益保護のための通報に係る通報対象事実が次の各号のいずれかの事実該当する場合には、この条例は適用しない。

(1) 現に地方自治法第242条第1項の規定による請求が行われている事実又は既に同条第5項の監査が終了している事実

(2) 係争中の事項に係る事実又は既に判決、裁決等が行われた事項に係る事実

(3) 現に刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第230条の告訴又は同法第239条の告発がされている事実

(4) 現に新宿区区民の声委員会条例(平成11年新宿区条例第36号)第14条第1項の規定による申立てが行われている事実又は既に新宿区区民の声委員会による調査が終了している事実(同条例第15条第2項の規定により調査をしないとされた事実又は同条例第20条第1項の規定により調査が中止された事実を含む。)

(5) 審議会、審査会その他の区に設置された地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関において、現に調査等が行われ、又は既に調査等が終了している事実(前号に掲げる事実を除く。)

(6) 一定の事実について既に是正等のための措置が講ぜられている場合における当該一定の事実

(7) 既に第13条第1項の調査が終了している事実

(新宿区公益保護委員の設置)

第6条 公益保護のための通報を処理するため、新宿区公益保護委員(以下「公益保護委員」という。)を設置する。

2 公益保護委員は、弁護士のうちから区長が委嘱する。

3 公益保護委員は、3人以内とする。

4 公益保護委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(欠格事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、公益保護委員になることができない。

(1) 懲戒処分により弁護士業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

(2) 職員(公益保護委員を除く。)

(3) 職員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

(4) 区に対し請負をする者(規則で定める者を除く。)及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

(公益保護委員の職務)

第8条 公益保護委員は、次に掲げる事務を行う。

(1) 公益保護のための通報に係る受付、調査、通知、勧告及び公表

(2) その他区長が必要と認める事務

(公益保護委員の合同による調査等)

第9条 公益保護委員は、必要があると認めるときは、公益保護委員の合同により第13条第1項の調査を行い、又は公益保護委員の合議により第17条第1項の規定による勧告若しくは公表を行うことができる。

(公益保護委員の身分保障)

第10条 公益保護委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、解嘱されない。

(1) 弁護士でなくなったとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(職務遂行上の除斥)

第11条 公益保護委員は、公益保護のための通報に係る通報対象事実が父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関するものであるとき又は自己若しくはこれらの者が従事する業務に直接の利害関係のあるものであるときは、当該通報対象事実について第13条第1項の調査を行うことができない。

(守秘義務)

第12条 公益保護委員は、この条例に基づく職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。公益保護委員でなくなった後も、同様とする。

(調査等)

第13条 公益保護委員は、公益保護のための通報を受けたときは、遅滞なく、当該通報に係る通報対象事実について調査を行うものとする。

2 公益保護委員は、前項の調査に当たっては、公益保護のための通報を行ったもの(以下「通報者」という。)の氏名又は名称その他の通報者を特定することができる事項を他の者に知られないようにしなければならない。

(調査権限)

第14条 公益保護委員は、前条第1項の調査に関し必要があるときは、関係事務所又は事業所に立ち入り、当該通報対象事実について、関係者に質問し、又は必要な帳簿書類を閲覧し、若しくはその提出を求めることができる。

(調査への協力)

第15条 区長等は、第13条第1項の調査に協力しなければならない。

(調査の中止)

第16条 公益保護委員は、次の各号のいずれかの場合には、第13条第1項の調査を中止するものとする。

- (1) 当該通報対象事実について地方自治法第242条第1項の規定による請求が行われたとき。
- (2) 当該通報対象事実が係争中の事項に係るものとなったとき。
- (3) 当該通報対象事実について刑事訴訟法第230条の告訴又は同法第239条の告発がされたとき。
- (4) 当該通報対象事実について区が是正等のために必要な措置を講じたとき。

(是正等の措置の勧告等)

第17条 公益保護委員は、第13条第1項の調査の結果、通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置(以下「是正等の措置」という。)が講ぜられることが必要であると認めるときは、区長にその旨を勧告するとともに、当該勧告の内容を公表するものとする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

2 区長は、前項の規定による勧告を受けた場合には、速やかに、当該勧告に基づき是正等の措置を講じなければならない。

3 区長は、前項の規定により是正等の措置を講じたときは、当該是正等の措置を講じた結果について速やかに公表するとともに、当該是正等の措置を講じた結果について公益保護委員に報告しなければならない。

(通報者への通知)

第18条 公益保護委員は、第13条第1項の調査をすることとしたときはその旨を、しないこととしたときはその旨及びその理由を、通報者に通知するものとする。

2 公益保護委員は、第13条第1項の調査の結果、前条第1項の規定による勧告の内容及び同条第3項の規定により区長から受けた報告の内容を当該通報者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該通報者が希望しない場合は、前2項の規定による通知は、これを要しない。

(通報に係る人権の尊重)

第19条 公益保護のための通報を行うものは、当該通報により他人の人権を侵害することのないようにしなければならない。

(不利益取扱いの禁止等)

第20条 職員(規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。)の任命権者は、その任命に係る職員が公益保護のための通報を行ったことを理由として、当該職員を免職し、又は当該職員若しくは職員であった者に対して、降任、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 教育委員会は、県費負担教職員が公益保護のための通報を行ったことを理由として、当該県費負担教職員に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

3 指定管理者若しくは事務受託者若しくはこれらのものであったもの又は派遣労働者に係る労働者派遣(労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)を行い、若しくは行っていた者は、その使用し、又は使用していた者が公益保護のための通報を行ったことを理由として、当該その使用する者を解雇し、又は当該その使用し、若しくは使用していた者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

4 区長は、前項に規定する解雇、降格、減給その他不利益な取扱いが行われないよう、その防止に必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新宿区公益保護のための通報に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区公益保護のための通報に関する条例(平成18年新宿区条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第2条第2項第1号の新宿区規則で定める者)

第3条 条例第2条第2項第1号の新宿区規則で定める者は、議員、区長、監査委員及び新宿区公益保護委員とする。

(条例第2条第6項第2号の規則で定めるもの)

第4条 条例第2条第6項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)
 - (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)
 - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)
 - (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
 - (5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)
 - (6) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)
 - (7) 新宿区個人情報保護条例(平成17年新宿区条例第5号)
 - (8) 新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成2年新宿区条例第8号)
- (条例第2条第6項第3号の規則で定める事実)

第5条 条例第2条第6項第3号の規則で定める事実は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による請求の対象となる事実
- (2) 地方自治法第185条の2又は第198条の3第2項の規定に違反する事実
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第1項(同法第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実
- (4) 新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成2年新宿区条例第9号)第11条の規定に違反する事実
- (5) 新宿区区民の声委員会条例(平成11年新宿区条例第36号)第4条第3項の規定に違反する事実
- (6) 新宿区非常勤職員規則(昭和54年新宿区規則第40号)第6条第4項の規定に違反する事実
- (7) 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則(昭和43年新宿区教育委員会規則第4号)第5条第2項の規定に違反する事実
- (8) 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則(昭和40年新宿区教育委員会規則第1号)第5条第3項の規定に違反する事実
- (9) 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則(平成16年新宿区教育委員会規則第5号)第8条第2項の規定に違反する事実

(公益保護のための通報の方法等)

第6条 公益保護のための通報は、書面により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 公益保護のための通報を行うもの(以下「公益通報者」という。)の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名

(2) 次のアからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める事項

ア 公益通報者が条例第2条第2項第1号又は第5号に掲げる者である場合 所属する部及び課の名称

イ 公益通報者が条例第2条第2項第2号に掲げる者である場合 所属する課又は学校の名称

ウ 公益通報者が条例第2条第2項第3号に掲げる者である場合 勤務する区の公の施設の名称

エ 公益通報者が条例第2条第2項第4号に掲げる者である場合 従事する区の事務の内容

オ 公益通報者が条例第2条第4項第2号に掲げるものである場合 そのものが区の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

カ 公益通報者が条例第2条第4項第3号に掲げる者である場合 その者が勤務する区の区域内に存する事務所又は事業所の名称及び所在地

キ 公益通報者が条例第2条第4項第4号に掲げる者である場合 その者が在学する区の区域内に存する学校の名称及び所在地

(3) 通報対象事実を特定するに足りる事項

(4) 条例第18条第1項又は第2項の規定による通知を希望しない場合は、その旨

3 前2項の規定は、次条第1号の通報について準用する。この場合において、前項第3号中「通報対象事実を特定するに足りる事項」とあるのは「条例第20条第1項から第3項までに規定する不利益な取扱いの内容」と、同項第4号中「条例第18条第1項及び第2項」とあるのは「次条第4号」と読み替えるものとする。

(条例第8条第2号の区長が必要と認める事務)

第7条 条例第8条第2号の区長が必要と認める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第20条第1項から第3項までに規定する不利益な取扱いを受けた者から、当該不利益な取扱いについての通報を受け付けること。

(2) 前号の通報(条例第20条第1項又は第2項に規定する不利益な取扱いに係るものに限る。)に基づき調査し、同条第1項又は第2項に規定する不利益な取扱いがあったと認めるときは、区長に対し、当該不利益な取扱いの是正に必要な措置を講ずること又は当該不利益な取扱いの是正に必要な措置を講ずるよう同条第1項の任命権者若しくは同条第2項の教育委員会に求めるべきことを勧告すること。

(3) 第1号の通報(条例第20条第3項に規定する不利益な取扱いに係るものに限る。)があったときは、区長に対し、その旨及びその内容を通知すること。

(4) 第2号の規定による調査の結果及び同号の規定による勧告をした場合はその内容又は次条の規定による区長からの報告の内容について、第1号の通報を行った者に対し通知すること。

(前条第3号の規定による通知を受けた区長の調査・報告義務)

第8条 区長は、前条第3号の規定による通知を受けたときは、速やかにその内容について調査し、その結果を新宿区公益保護委員に報告するものとする。

(第7条第2号の規定による調査等を行う場合における守秘義務等)

第9条 第7条第2号又は前条の規定による調査は、当該調査に必要と認められる者に対してのみ行うようにしなければならない。

2 第7条第2号の規定による調査に関係した者は、当該調査に関係する上で知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。

(条例第17条第1項及び第3項の規定による公表の方法)

第10条 条例第17条第1項の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示の方法により行うものとする。

2 条例第17条第3項の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(条例第18条第1項及び第2項の規定による通知の方法)

第11条 条例第18条第1項及び第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

(条例第20条第1項の規則で定める職員)

第12条 条例第20条第1項の規則で定める職員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職にある者(同項第3号に掲げる職にある者を除く。)とする。

(不利益取扱いの防止措置)

第13条 区は、指定管理者又は事務受託者若しくは派遣労働者に係る労働者派遣を行う者(以下この項において「指定管理者等」という。)との間で、公の施設の管理に係る協定又は事務の委託に係る契約若しくは労働者派遣に係る契約を締結するに当たっては、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

(1) 指定管理者等は、条例第20条第3項の規定を遵守すべきこと。

(2) 区は、指定管理者等が前号に違反したときは、当該指定管理者の指定を取り消し、又は当該事務の委託に係る契約若しくは当該労働者派遣に係る契約を解除できること。



新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、区民の信頼を得るために必要な職員の行動規準及び区政を担い支えるものの責務について明らかにするとともに、職員の公正な職務の遂行を阻害する不当な行為の禁止及びこれに対する新宿区(以下「区」という。)の措置等について定め、もって区民の負託に応え得る健全な区政運営の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者(議員を除く。)で区に勤務するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

(2) 指定管理者等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で区の公の施設の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)並びにその役員及び当該管理の事務に従事する者(以下「管理事務従事者等」という。)

イ 区の事務を受託するもの(以下「事務受託者」という。)並びにその役員及び当該受託した事務に従事する者(以下「受託事務従事者等」という。)

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者で区の事務に従事するもの(以下「派遣労働者」という。)

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及び同条第2項の規定により同条第1項に規定する権限を委任された者をいう。

(職員の公正な職務遂行のための行動規準)

第3条 職員は、公正に職務を遂行するため、次に掲げる事項をその行動規準としなければならない。

(1) 法令、条例、規則その他の規程を遵守し、誠実かつ公正に職務に取り組むこと。

(2) 区政の透明性の確保に努めるとともに、区の諸活動に関し区民に説明する責務を十分に果たすこと。

(3) 全体の奉仕者であることを常に自覚し、区民への不当な差別的取扱いをすることなく、区民全体の福祉の増進に努めること。

(4) 公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いないこと。

(5) 自らの言動が公務に対する区民の信頼に影響を及ぼすことを認識し、常に良識ある行動をとること。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、第1条の目的を達成するため、その職員に対し適宜研修を実施する等意識の啓発及び人材の育成に努めるとともに、区民の負託に応えるために必要な措置を積極的に講じなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、その管理し、又は監督する職員が第3条の行動規準に従って行動するよう適切に指導を行うとともに、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。

(指定管理者等の責務)

第6条 指定管理者等は、区の事務を担うものとしての責任を自覚し、区政に対する区民の信頼を損なうことのないよう、この条例の趣旨に従って行動しなければならない。

(区民の責務)

第7条 区民は、区政を支える一員としての責任を有することを自覚するとともに、区民としての権利を健全な区政運営のために行使するよう努めなければならない。

(不当要求行為の禁止)

第8条 何人も、暴行、脅迫、威力その他これらに類する不当な手段を直接的又は間接的に用いることにより、職員又は指定管理者等の職務に関し、自らの要求を実現しようとする行為(以下「不当要求行為」という。)を行ってはならない。

(不当あっせん等行為の禁止)

第9条 何人も、区が締結する契約若しくは区が行う職員の採用又は区の機関若しくは指定管理者が行う特定の者に対する処分に関し、自らの権限又は地位に基づく影響力を不当に行使して職員又は管理事務従事者等にその職務上の行為をさせるように、若しくはさせないようにし、又は当該行為をさせるように、若しくはさせないようにあっせんをする行為(以下「不当あっせん等行為」という。)を行ってはならない。

(不当な行為に関する報告)

第10条 職員(区長を除く。)は、不当要求行為又は不当あっせん等行為(この条において「不当な行為」という。)があると認めるときは、速やかに管理監督者にその旨の報告を行わなければならない。

2 管理事務従事者等は、不当な行為があると認めるときは、速やかに指定管理者にその旨の報告を行うものとする。

3 受託事務従事者等又は派遣労働者は、不当要求行為があると認めるときは、速やかに事務受託者又は派遣労働者を指揮し、若しくはこれに対し命令する地位にある者(以下「指揮命令者」という。)にその旨の報告を行うものとする。

(不当要求行為に対する措置等)

第11条 前条第1項又は第3項の報告を受けた管理監督者又は指揮命令者は、職務の公正及び職員又は派遣労働者の安全を確保するため必要と認めるときは、当該不当要求行為を行っている者に対し警告を発し、又は当該不当要求行為について警察への通報を行う等適切な措置を講じなければならない。

2 前条第2項又は第3項の報告を受けた指定管理者又は事務受託者は、職務の公正及び管理事務従事者等又は受託事務従事者等の安全を確保するため必要と認めるときは、当該不当要求行為を行っている者に対し警告を発し、又は当該不当要求行為について警察への通報を行う等適切な措置を講ずるものとする。

3 管理監督者、指定管理者、事務受託者又は指揮命令者は、前条各項の規定により報告のあった不当要求行為及び前2項の規定により講じた措置の内容について、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところによりこれを記録しなければならない。

(不当あっせん等行為の記録等)

第12条 管理監督者又は指定管理者は、第10条の規定により報告のあった不当あっせん等行為について、規則で定めるところによりこれを記録しなければならない。

2 前項の場合において、管理監督者又は指定管理者は、当該記録した不当あっせん等行為について区長に報告を行うものとする。

(不当あっせん等行為の公表)

第13条 区長は、前条第2項の報告のあった不当あっせん等行為のうち、特に悪質又は重大であると認めるものについては、規則で定めるところによりこれを公表することができる。

(補則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例に基づく 不当な行為の記録及び公表について定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例(平成18年新宿区条例第40号。以下「条例」という。)第11条から第13条までの規定に基づき、不当要求行為の記録並びに不当あっせん等行為の記録及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(不当要求行為の記録等)

第3条 条例第11条第3項の規定による記録は、不当要求行為記録票(第1号様式)により行うものとする。

2 指定管理者又は事務受託者は、前項の不当要求行為記録票を区長に提出するものとする。

(不当あっせん等行為の記録)

第4条 条例第12条第1項の規定による記録は、不当あっせん等行為記録票(第2号様式)により行うものとする。

(不当あっせん等行為の公表)

第5条 条例第13条の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、区長が特に必要と認める場合は、新宿区広報への掲載又は新宿区ホームページへの掲載により公表を行うことができる。

(文書の保存)

第6条 第3条第1項の不当要求行為記録票及び第4条の不当あっせん等行為記録票は、それぞれ当該記録が行われた日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(補則)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。



～健全な区政の確保と
公益の保護を目指して～

発行日／平成27年9月

印刷物作成番号
2015-5-2301

発行／新宿区

編集／新宿区総務部総務課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話03-5273-3505(直通)